

〔事業者の皆様へ〕

独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定、以下「基本方針」という。）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされたところです。

この基本方針に基づき、本年7月以降に行う入札公告や公募等に関して、下記のとおり独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）との関係に係る情報をFAMICのホームページで公表することとしますので、所要の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、入札案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

記

1 公表の対象となる契約先

原則として、次の（1）及び（2）の両方に該当する契約先

ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約は対象外

（1） FAMICにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職している契約先

（2） FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている契約先

2 公表する情報

上記1に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表

- (1) F A M I Cの役員経験者及び課長相当職以上経験者（O B）の人数、職名及びF A M I Cにおける最終職名
- (2) F A M I Cとの間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占めるF A M I Cとの間の取引高の割合が、次のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 F A M I Cに提供していただく情報

- (1) 契約締結日時点で在職しているF A M I CのO Bに係る情報（人数、現在の職名及びF A M I Cにおける最終職名）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びF A M I Cとの間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して、原則として72日以内に公表
ただし、4月の契約については、原則として93日以内に公表

【本件に関するお問い合わせ先】

農林水産消費安全技術センター

総務部管財課 契約第1係又は契約第2係

050-3797-1835